

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

原告
勝訴

「生保減額は違法」 宮崎で5例目

弁護団長「全国の原告に

勇気を与えられる」



富山はじめ全国29の都道府県で取り組まれている、国の生活保護基準引き下げの取り消しを求める訴訟について、2月10日、宮崎地裁は原告勝訴の判決を言い渡しました。これで大阪、熊本、東京、横浜に続き全国5例目の原告勝訴判決が行われたことになりました。特に昨年の熊本判決以降は4勝1敗と勝訴判決が優勢となっており、この裁判闘争

宮崎地裁の小島裁判長は判決において、「国はパソコンなどの価格下落の影響を過大に評価した可能性があるが、低所得世帯は食費や光熱費など不可欠な支出品目の割合が高い。統計などの合理的関連性や専門的知見

この整合性を欠く」と、デフレ調整の問題点を指摘。

そのうえで「今回の基準改定が健康で文化的な生活水準に足るとした厚労大臣の判断には過ちや欠落があり、裁量権の範囲を逸脱、濫用している」として、生活保護費を引き下げた自治体の決定を取り消しました。



判決にあたり小島裁判長が述べたコメント

宮崎地裁の小島裁判長は今回の判決とは別に、訴訟開始から判決までに8年余りを要し、この間、原告の1人が亡くなったことに触れ、「審理開始から長い期間を要したことで判決を受けることができなかった原告がいることは、いち裁判官として遺憾に思っている」と述べました。

富山訴訟もいよいよ佳境へ

富山市の原告5人が国と市に減額処分取り消しを求めている富山訴訟は、5月10日に27回目の口頭弁論が行われます。次回は国から提出された250ページ

にわたる反論書面に対する再反論を予定しています。富山においても国の誤りを認めさせ、原告勝訴を勝ち取るため、傍聴参加や裁判活動への支援など、いっそう大きなお力添えをお願いいたします。

5月10日
13:30～

富山訴訟 27回 口頭弁論

傍聴参加をお待ちしています！



反-貧困ネットワークとやま ニュース No. 41
2023/2/13 発行：ネット事務局 mail:tym_sugita@doc-net.or.jp

